

公告第 412 号

令和 5 年 3 月 1 日

被保険者 様

京都府農協健康保険組合
理事長 中川 泰宏

組合規約の一部改定について

標記について、令和 5 年 2 月 24 日開催の第 124 回組合会において、下記のとおり承認されましたので、公告します。

記

1. 改定理由

健康保険料率の変更（千分の 105 から千分の 110）に伴い、一般保険料及び調整保険料の事業主、被保険者の負担割合を改訂します。

2. 新旧条文対照表

新	旧
<p>第 5 章 保険料 （保険料及び調整保険料の負担割合） 第 45 条 一般保険料額及び調整保険料額の <u>110 分の 59.5</u> は事業主、<u>110 分の 50.5</u> は被保険者において負担する。 第 45 条の 2～第 60 条 省略 附 則 この規約は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。</p>	<p>第 5 章 保険料 （保険料及び調整保険料の負担割合） 第 45 条 一般保険料額及び調整保険料額の <u>105 分の 57.0</u> は事業主、<u>105 分の 48.0</u> は被保険者において負担する。 第 45 条の 2～第 60 条 省略</p>